

# 瀬戸内海環境保全特別措置法に 基づく事前評価に関する書面

令和 7 年 6 月 23 日

大阪府堺市西区築港新町 3 丁 11 番地1  
日本酢ビ・ポパール株式会社

代表取締役社長 小泉 由治

## 1. 工場又は事業場の概要

工場又は事業場の名称	日本酢ビ・ポパール株式会社		
工場又は事業場の所在地	大阪府堺市西区築港新町3丁11番地1		
資本金	20億円	従業員数 (全社) (当工場)	186名 172名
産業分類 (中分類)	化学工業	主要製品名	酢酸ビニル ポリビニルアルコール
工場又は事業場の特定施設 (番号、名称、基数)	別紙-1 特定施設届出一覧表参照		
排出水の量	変更ありません : 通常 3,270m <sup>3</sup> /日 最大 4,042m <sup>3</sup> /日		
汚水等の処理の方法	(1) 活性汚泥処理設備 : No.1 排水口 (2) PH調整装置 : No.3 排水口 (3) 汚水処理施設(沈澱槽) : No.3 排水口 (4) 中和施設 : No.3 排水口 (5) 回転円板式汚水処理装置 : No.3 排水口 (6) 焼却炉排水の中和施設 : No.3 排水口		

## 2. 許可申請の概要及びその理由

### (1) 施設の設置理由及びその概要

新設する湿式スクラバーは、VEプラントから副生する酢酸ガスの廃ガス洗浄施設です。副生した酢酸ガスを湿式スクラバー内の水(または重曹水)によって吸収(および中和)させて処理します。

設置理由は、蒸留塔の後段にあるコンデンサー(冷却器)で除去できない微量の酢酸ガスを回収し、VEプラントへの腐食を軽減するためです。

No.	特定施設の種類	施設の種類	施設の名称	基数	備考
E-2	法37タ 廃ガス洗浄施設	廃ガス洗浄施設	湿式スクラバー	1	新設

### (2) 排水量及び負荷量の増減に関する概要

今回設置する湿式スクラバーにて廃ガス洗浄した(ガス吸収した)後の吸収液は、コンテナに受け入れて一時貯蔵し、場内に設置されている既設の焼却炉にて焼却炉の処理状況を確認しながら全量焼却処理を行うため、汚水は発生しません。

従いまして、No.1排水口からの排出水量(通常 1,190m<sup>3</sup>/日、最大 1,557m<sup>3</sup>/日)、水質、汚濁負荷量は現状と変わりません。

3. 工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大値、当該排出水の一日当たりの通常値及び最大値並びに当該排出水の汚濁負荷量

排水口	区分 項目	現 状			設置(変更)後			負荷量の 増 減
		通 常	最 大	負荷量*	通 常	最 大	負荷量*	
1	排水量(m <sup>3</sup> /日)	1,190	1,557	—				
	pH	6.4	5.8~7.5	—				
	BOD(mg/L)	5	10.2	7.785		変		
	COD(mg/L)	8	12.5	12.456				
	SS (mg/L)	5	10	7.785				
	n-Hex(mg/L)	1.5	3	2.336				
	T-N(mg/L)	4	6	6.228				
	T-P(mg/L)	2.5	3.5	3.893				
	大腸菌数(CFU/ml)	—	—			更		
2	雨水専用							
3	排水量(m <sup>3</sup> /日)	1,955	2,360	—				
	pH	6.8	5.8~8.6	—				
	BOD(mg/L)	15.8	20.0	37.288		前		
	COD(mg/L)	9.0	20.0	21.240				
	SS (mg/L)	5.5	18.0	12.980				
	n-Hex(mg/L)	0.5	2.0	1.180				
	T-N(mg/L)	6.9	9.8	16.284				
	T-P(mg/L)	0.8	1.4	1.888				
	ダイオキシン類	0.8	2.0	1.888		に		
4	排水量(m <sup>3</sup> /日)	125	125	—				
	pH	7.4	7.7	—				
	BOD(mg/L)	2.8	4.0	0.350				
	COD(mg/L)	3.5	5.6	0.438				
	SS (mg/L)	2.3	3.7	0.288		同		
	n-Hex(mg/L)	0.8	1.1	0.100				
	T-N(mg/L)	1.6	1.8	0.200				
	T-P(mg/L)	0.4	0.5	0.050				
	大腸菌数(CFU/ml)	27未満	—					
総 合	排水量(m <sup>3</sup> /日)	3,270	4,042	—		じ	—	—
	pH			—			—	—
	BOD(mg/L)			45.423				
	COD(mg/L)			34.134				
	SS (mg/L)			21.053				
	n-Hex(mg/L)			3.616				
	T-N(mg/L)			22.712				
	T-P(mg/L)			5.831				
	ダイオキシン類			1.888				

\*負荷量(Kg/日) = 最大排水量(m<sup>3</sup>/日) × 通常水質(mg/L) × 10<sup>-3</sup>

\*ダイオキシン類の単位は、濃度 pg-TEQ/l、負荷量 μg/日

4. 工場又は事業場の排水口の位置及び数並びに汚水等の処理系統

(1) 排水口の位置及び数

別図-2 のとおり 4本 (ただし、No.2 排水口は雨水専用)

(2) 汚水等の処理系統:添付資料参照

別図-4 参照

5. 工場又は事業場の排水口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準

その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

(1) 排水経路(別図-2、3 参照)

排出先の河川・海域名	大阪湾(1) 堺泉北港
環境基準点	C-4 E 135° 23' 32" N 34° 33' 42"
環境基準類型	類型C

(2) 人の健康の保護に関する項目

項目	カドミウム	全シアン	鉛	6価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB
基準値	0.003 mg/L 以下	検出されないこと	0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	検出されないこと	検出されないこと
項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
基準値	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
項目	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン(CAT)	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	フッ素※
基準値	0.04 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下
項目	ホウ素※	硝酸性窒素 亜硝酸性窒素	ダイオキシン類	1,4-ジオキサン				
基準値	1.0 mg/L 以下	10 mg/L 以下	1.0 pg-TEQ /l以下	0.05 mg/L 以下				

※ただし、フッ素及びホウ素の基準値は、海域について適用しない

(3) 生活環境の保全に関する項目(海域)

類型	基準値				
	PH	COD	DO	大腸菌数	油分等
C	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

類型	基準値	
	全窒素	全磷
IV	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

類型	基準値		
	全亜鉛	ノニル フェノール	LAS
生物 A	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

(4) ダイオキシン類対策特別措置法、他に基づく環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

項目	基準値
フェノール類	0.01 mg/L 以下
銅	0.02 mg/L 以下
亜鉛	0.1 mg/L 以下
溶解性鉄	0.5 mg/L 以下
全クロム	1.0 mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.1 mg/L 以下

6. 周辺公共用水域の水質の現況その他当該水域の現況に関する事項

(1) 周辺公共用水域の水質の現況 [汚濁負荷量が増大しない場合]

測定時期、測定機関 「令和5年度 大阪府域河川等水質等調査結果報告書(大阪府)」による。

(海域)

(令和5年度(2023年度)データ)

環境基準点		PH	COD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	T-N mg/L	T-P mg/L	n-Hex mg/L
C-4 E 135° 23' 32" N 34° 33' 42"	最小	8.0 7.8	2.1 1.7	2 2	7.5 1.4	0.30 0.18	0.030 0.021	<0.5
	最大	8.7 8.1	6.9 2.8	12 4	12 9.5	0.73 0.45	0.10 0.073	<0.5
	平均	—	3.8 2.1	4 3	9.8 6.1	0.44 0.25	0.047 0.034	<0.5

	全亜鉛 mg/L	ノニル フェノール mg/L	LAS mg/L	アンモニア性 窒素 mg/L	硝酸性 窒素 mg/L	亜硝酸性 窒素 mg/L	りん酸性 りん mg/L	クロロ フィル A μg/L	透明度 m
最小	0.002	<0.00006	<0.0006	<0.04 <0.04	<0.04 <0.04	<0.04 <0.04	<0.003 0.009	0.4	1.1
最大	0.008	<0.00006	<0.0006	0.23 0.15	0.21 0.06	0.04 0.07	0.035 0.051	27	9.6
平均	0.005	<0.00006	<0.0006	0.07 0.06	0.09 0.04	0.04 0.04	0.011 0.021	7.4	3.8

註) 上段 表層 下段 底層

海域:ダイオキシン類(令和5年度(2023年度)大阪府データ)

環境基準点	ダイオキシン類 pg-TEQ/l	備考
C-3(南港西)	0.041	
S-1(堺第7-3区沖)	0.033	
B-4(泉大津沖)	0.031	
A-3(りんくう沖)	0.031	
A-7(尾崎沖)	0.034	

(2) 当該水域の現況に関する事項

泉州臨海造成地域に指定されています。漁業権はありません。

7. 排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法

(1)汚濁負荷量の増加の有無(有・**無**)

8. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

(1) 特定施設の管理体制

新製品G(4組3交替)の人員4名が交替で担当者となる。担当者は特定施設が正常に使用できる様に点検・維持に努め、日報を作成し、公害防止管理者に報告する。

ただし、当該特定施設(廃ガス洗浄施設)については、一年間を通して運転する設備ではなく、特定の品種を生産する際に稼働させます。

(2) 汚水処理施設の管理体制

公害防止管理者(水質関係)1名、処理施設担当者4名が交替で処理施設の管理業務を行う。管理組織図は 別図-5のとおり。

(3) 排出水の分析体制

分析機器 PH、COD、BOD、SS、Oil、T-N、T-P測定機器一式

分析項目 PH、COD、BOD、SS、Oil、T-N、T-P、

当社の品質保証部検査分析グループにて月一回測定

ダイオキシン類、大腸菌数、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、年1回以上測定(外部分析機関に依頼)

上記の他に、PH自動測定装置、TOC自動測定装置、全窒素・全リン自動測定装置にて特定排水の常時監視を実施しています。

ただし、当該特定施設(廃ガス洗浄施設)から排出される排水は、全量をコンテナに受け入れた後、既設の焼却炉にて焼却処理を行うため、上記の分析対象となる排水に含まれません。

(4) 用途地域

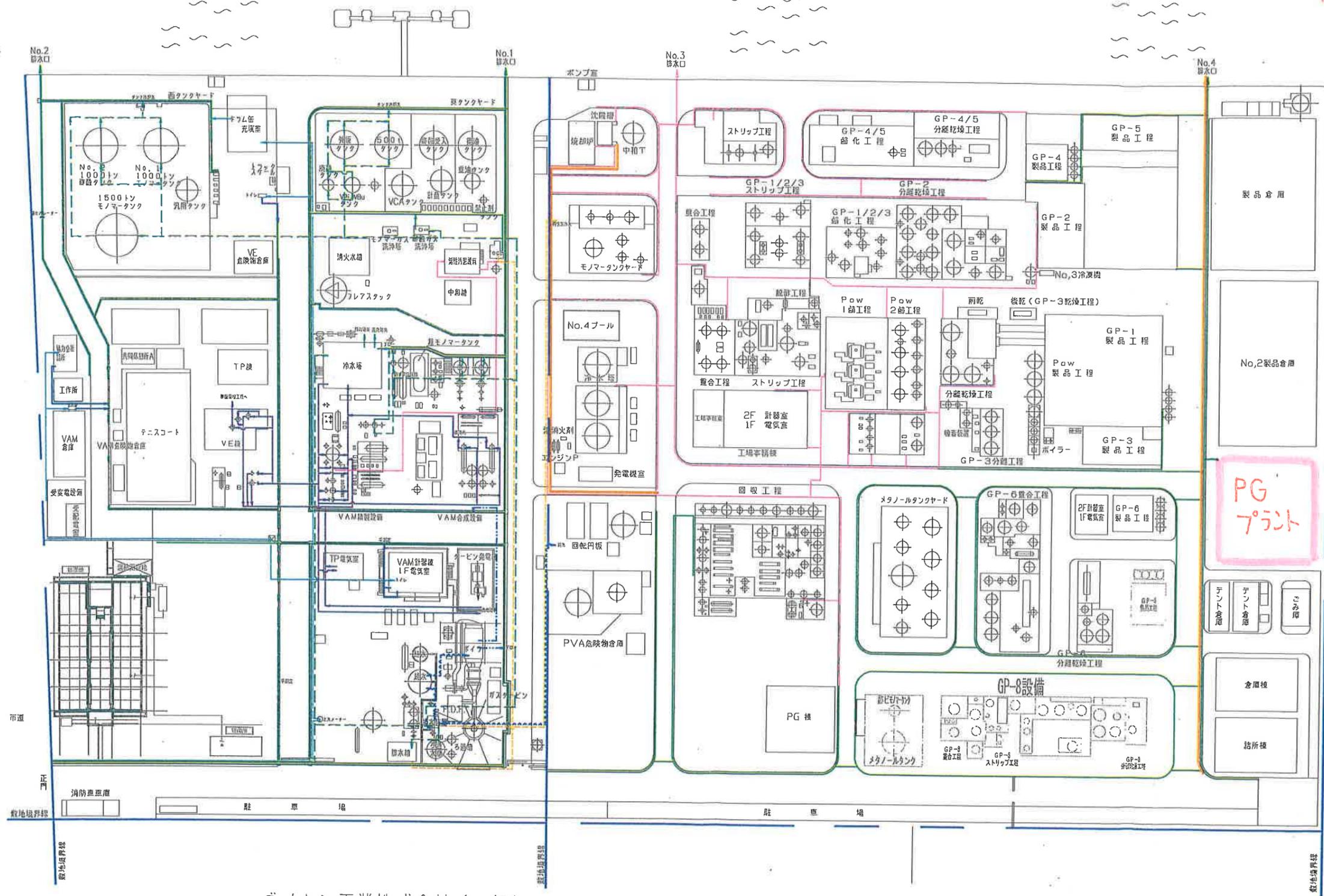
工業専用地域

(5) その他参考となる事項

なし

# 工場内の建物等の配置図・集水及び導水計路

変更なし



宇部興産株式会社(レ)

コスモ石油株式会社(レ)

ダイキン工業株式会社(一般)

西濃運輸株式会社(一般)

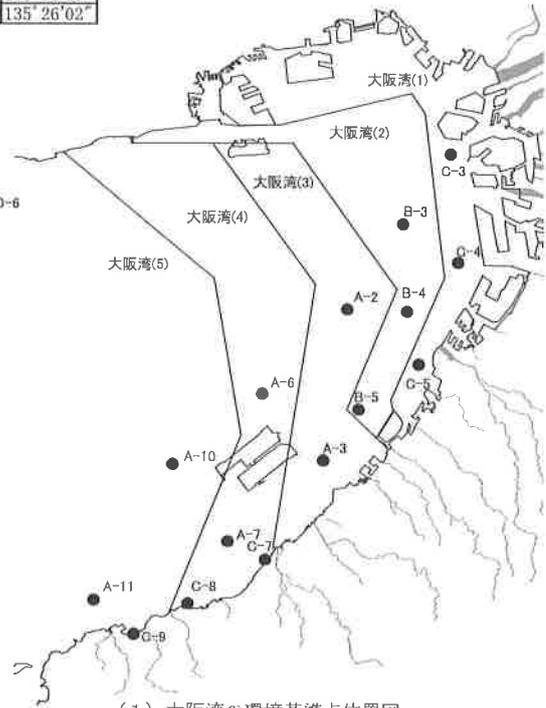
- 特定排水
- 工業水
- プロセスドレン
- 生活排水
- 上水
- 再生洗浄水、濾過槽逆洗水
- 工程排水
- 冷却水
- 排水溝
- 純水

日本酢ビ・ポパール株式会社			
名称	工場全体配置図		
	別図-2 用排水系統図		
縮尺	~	図番	石災-1
年月日	平成 20 年 4 月 9 日		

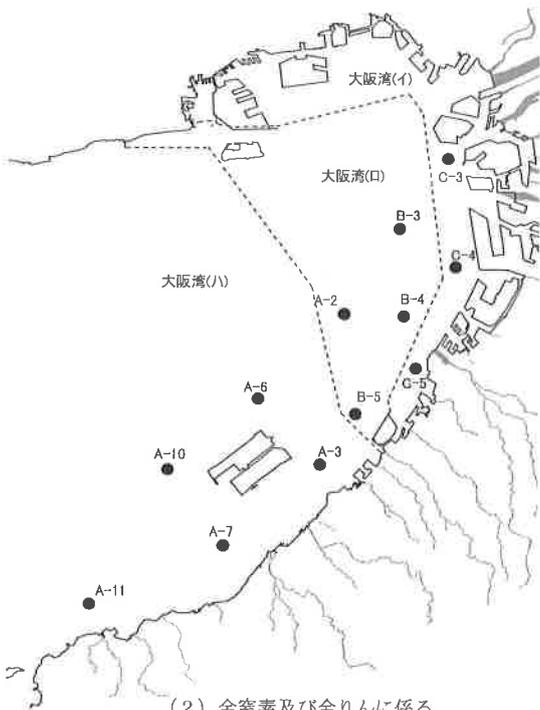
地点名	北緯	東経
C-3(南港西)	34° 37' 58"	135° 23' 05"
C-4(堺泉北港西)	34° 33' 42"	135° 23' 32"
C-5(阪南港西)	34° 29' 42"	135° 21' 38"
B-3(築港沖)	34° 35' 12"	135° 20' 56"
B-4(泉大津沖)	34° 31' 48"	135° 21' 08"
B-5(二色沖)	34° 28' 00"	135° 18' 50"
A-2(忠岡港沖)	34° 31' 54"	135° 18' 14"
A-3(りんくう沖)	34° 26' 00"	135° 17' 14"
A-6(關空北)	34° 28' 30"	135° 14' 20"
A-7(尾崎沖)	34° 22' 36"	135° 12' 50"
A-10(關空西)	34° 25' 36"	135° 10' 20"
A-11(観音崎沖)	34° 20' 30"	135° 06' 38"

地点名	北緯	東経
C-7(尾崎港内)	34° 22' 06"	135° 14' 26"
C-8(淡輪港内)	34° 20' 20"	135° 10' 51"
C-9(深日港内)	34° 19' 09"	135° 08' 29"
O-1(No.5フイ跡)	34° 38' 38"	135° 24' 35"
O-2(南港)	34° 37' 07"	135° 25' 17"
O-3(大阪港閘門外)	34° 38' 22"	135° 23' 11"
O-4(神崎川河口中央)	34° 41' 29"	135° 25' 12"
O-5(淀川河口中央)	34° 41' 07"	135° 25' 32"
O-6(木津川河口中央)	34° 37' 29"	135° 27' 12"
S-1(堺7-3区沖)	34° 35' 50"	135° 23' 19"
O-7(大和川河口中央)	34° 36' 19"	135° 26' 02"

- ◎ 環境基準点
- 環境基準点 (全窒素、全りん及び水生生物保全項目を除く)
- 準基準点
- ▲ 底質測定のみを行う準基準点



(1) 大阪湾の環境基準点位置図  
(全窒素、全りん及び水生生物保全項目を除く)



(2) 全窒素及び全りんに係る  
大阪湾の環境基準点位置図



(3) 水生生物保全項目に係る  
大阪湾の環境基準点位置図

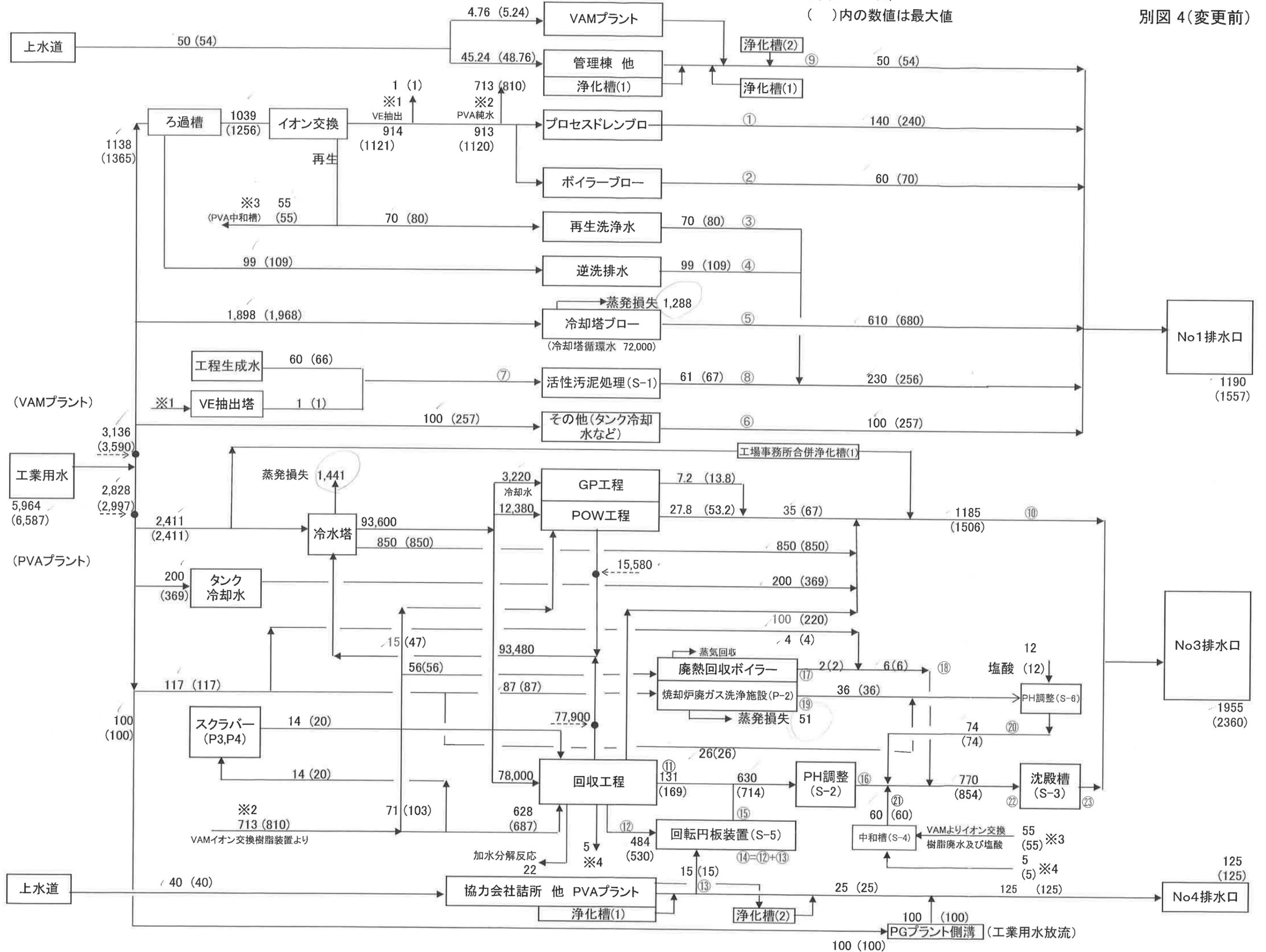
※大阪湾(イ)(ロ)(ニ)については、地図の範囲外であるため表示していない。

大阪湾水域の水質・底質測定地点図

# 用水及び排水系統図

(単位m<sup>3</sup>/日)  
( )内の数値は最大値

別図4(変更前)



# 用水及び排水系統図

(単位m<sup>3</sup>/日)  
( )内の数値は最大値

別図4(変更後)

